

予算決算常任委員会会議録

目次

| | |
|--------------------------------------|---|
| 【開 会】 | 4 |
| 議案第7号 令和6年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について..... | 4 |
| 【閉 会】 | 8 |

1 日 時

令和7年9月19日（金）午前9時55分～午前10時9分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（14名）

| | | | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|--|--|--|--|--|--|
| 委員長 | 櫻井 惠二 | | | | | | | | |
| 副委員長 | 齋藤 典子 | | | | | | | | |
| 委員 | 渡邊 英子 | 榊 真衣子 | 神谷 靖 | | | | | | |
| | 石塚 政行 | 掛下 法示 | 宮本 莊山 | | | | | | |
| | 高瀬 由子 | 関 由紀夫 | 小林 勇治 | | | | | | |
| | 伊藤 幹夫 | 佐貫 薫 | 石井 侑男 | | | | | | |

4 欠席委員

なし

5 説明員（12名）

(1) 総務部（1人）

①総務部長 高橋 弘一

(2) 総務人事課（2人）

①総務人事課長 佐藤 賢一

②行政担当 吉田佐江子

(3) 財政課（2人）

①財政課長 矢板 洋

②財政担当 江連 将行

(4) 健康福祉部（1人）

①健康福祉部長 高橋 理子

(5) 幸齢課（1人）

①幸齢課長 相馬 香織

(6) 健康増進課（1人）

①健康増進課長 松本 一裕

(7) 出納室（1人）

①出納室長 丸谷 久美子

(8) 選挙監査事務局（1人）

①選挙監査事務局長 小野崎 賢一

(9) 水道課（1人）

①水道課長 柳田 恭子

(10) 下水道課（1人）

①下水道課長 高久 英治

6 欠席説明員

関係部課長等以外は出席せず。

7 事務局 星 哲也 粕谷 嘉彦 手塚 紀寿

8 付議事件

議案第7号 令和6年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（櫻井恵二） ただいまの出席委員は 14 名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、予算決算常任委員会を開会する。 (9時55分)

議案第7号 令和6年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について

○委員長 この委員会に付託された案件のうち、議案第7号 令和6年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定については、去る、9月10日開催の本委員会において、分科会を設置し、それぞれの審査事項を付託したが、その審査を終了し、結果の報告書が委員長の下に提出されている。

これより、各所管事項について審査結果の報告を求める。

初めに、総務所管について審査結果の報告を求める。

石塚政行総務分科会委員

○総務分科会委員（石塚政行） 御報告申し上げます。

去る9月10日の予算決算常任委員会において、本分科会に付託されました、議案第7号の歳出のうち総務常任委員会の所管に属する事項について、審査の経過及び結果の御報告を申し上げます。

付託案件審査のため、去る9月11日、第1委員会室にて、総務分科会を開催し、説明のため当局から関係部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

初めに議案第7号の歳出のうち、総務常任委員会の所管に属する事項について御報告申し上げます。

まず1款、議会費は、議会の運営及び議員の議会活動等に要する経費であります。

決算額は、1億4,180万1,003円、予算現額に対する執行額は、92.2%であります。

続いて2款、総務費は、主として市の内部管理及び全庁的な共通事項に要する経費であります。

決算額は、19億5,766万5,175円、予算現額に対する執行率は、90.1%であります。

3款1項1目、社会福祉総務費のうち人権対策事業は、人権相談や人権啓発活動の推進に要する経費であります。

決算額は、127万5,086円であります。

3款1項3目、国民年金費は、国民年金に関する事務に要する経費であります。

決算額は、354万5,506円であります。

4款1項3目、環境衛生費は、生活環境の保全等に要する経費であります。

決算額は、1億243万5,162円あります。

4款1項4目、公害対策費は、公害対策等に要する経費であります。

決算額は、403万5,240円あります。

4款2項、清掃費は、ごみ減量やごみ処理等に要する経費であります。

決算額は、3億9,134万4,542円あります。

7款1項4目、消費者行政対策費は、消費トラブルのない賢い消費者を育成するために要する経費であります。

決算額は、359万5,851円あります。

9款、消防費は、市民の生命、財産を災害から守るため等に要する経費であります。

決算額は、5億3,830万3,523円、予算現額に対する執行率は98.5%あります。

10款2項2目、教育振興費のうち小学校情報機器整備事業は、市内小学校におけるGIGAスクールの教育活動に要する経費であります。

決算額は、9,300万4,288円あります。

10款3項2目、教育振興費のうち中学校情報機器整備事業は、市内中学校におけ

るGIGAスクールの教育活動に要する経費であります。

決算額は、2,189万3,623円であります。

12款、公債費は、地方債等の元利償還に要する経費であり、決算額は、12億3,146万9,361円、予算現額に対する執行率は99.3%となっております。

13款、諸支出金は、土地開発基金積立金であります。

決算額は、35万2,268円、予算現額に対する執行率は99.7%であります。

14款、予備費は、2款、総務費へ11万3,000円、8款、土木費へ180万8,000円、10款、教育費へ82万5,000円、11款、災害復旧費へ245万3,000円、13款、諸支出金へ1万1,000円をそれぞれ充用したものであります。

いずれも緊急執行を要し、やむを得ないものと認めたものであります。

歳入歳出差引残額の、8億1,317万1,260円が翌年度へ繰越しとなっております。

以上、この分科会に付託されました議案については、採決の結果、いずれも全会一致、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○委員長 次に、教育福祉産業所管について審査結果の報告を求める。

神谷靖教育福祉産業分科会委員。

○教育福祉産業分科会委員（神谷靖） 御報告申し上げます。

去る9月10日の予算決算常任委員会において、本分科会に付託されました、議案第7号の歳出のうち、教育福祉産業常任委員会の所管に属する事項について、審査の経過及び結果の御報告を申し上げます。

付託案件審査のため、去る9月11日、第2委員会室において分科会を開催し、説明のため当局から関係部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

初めに、議案第7号の歳出のうち、教育福祉産業常任委員会の所管に属する事項について御報告申し上げます。

3款、民生費は、心身障がい者の支援等に要する経費であり、決算額は54億1,835

万 3,364 円、予算現額に対する執行率は、92.8%であります。

次に、4 款、衛生費は、健康の保持増進等に要する経費であり、決算額は、9 億 9,158 万 6,912 円、予算現額に対する執行率は、88.8%であります。

次に、5 款、労働費は、勤労者対策等に要する経費であり、決算額は、159 万 7,348 円、予算現額に対する執行率は、90.9%であります。

次に、6 款、農林水産業費は、農業・林業・水産業等に要する経費であり、決算額は 4 億 8,155 万 9,816 円、予算現額に対する執行率は、76.7%であります。

次に、7 款、商工費は、商業、工業及び観光事業の振興等に要する経費であり、決算額は、4 億 4,584 万 1,011 円、予算現額に対する執行率は、97.3%であります。

次に、8 款、土木費は、道路・河川等の生活環境整備並びに公営住宅の維持管理、都市計画事業等に要する経費であり、決算額は 14 億 8,588 万 3,495 円、予算現額に対する執行率は、73.2%であります。

次に、10 款、教育費は、学校教育等に要する経費であり、決算額は、19 億 1,937 万 6,352 円、予算現額に対する執行率は、93.2%であります。

次に、11 款、災害復旧費については、令和 6 年 8 月 24 日から令和 6 年 8 月 26 日の大雨により被災した農地・道路・河川等の災害復旧工事等によるものであります。

決算額は、1 億 92 万 8,630 円、予算現額に対する執行率は 86.9%となっております。

以上、本分科会に付託されました議案第 7 号については、採決の結果、全会一致、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○委員長 各分科会報告を終わる。

ただ今の各分科会報告に対し、質疑を行う。

質疑の通告はない、質疑はあるか。

(「質疑・討論終結」と言う声あり)

(「賛成」と言う声あり)

○委員長 13 番、伊藤幹夫委員より質疑・討論終結の動議が提出され、必要とする賛成者があるので、動議は成立している。この動議を議題とする。動議のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、質疑・討論を終結されたいとの動議は可決された。質疑・討論を終わる。

○委員長 これより採決する。

議案第 7 号は原案のとおり認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 7 号は、原案のとおり認定された。

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は、全て終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、本会議における報告については、委員長に一任された。

【閉 会】

○委員長 これで予算決算常任委員会を閉会する。

(10 時 9 分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

予算決算常任委員会委員長